

答弁（「おや」と呼ぶ音あり） 暫時休憩いたします。

午後三時六分 休憩

午後三時三十二分 開議

○議長（小林南三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議長より、貫井議員の残り時間十五分と申し上げましたが、二十六分の誤りでございますので、修正させていただきます。

○助役（古谷徳男君） 自席からお許しをいただきますして、貫井議員三人の御質問にお答えいたします。

私からは婦人生活館についてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、確かに東年の三月までに契約の期限が満了しておりますので、これについてはかねてから、前総務を担当していた部長の方でも、再三これについての取り扱いを交渉してきたわけでございますが、私も引き継いだから担当部長の方でも地元の関係者、さういった方とも詰めてきておりますけれども、非常に内容についてむずかしい問題でございますして、すぐこれをどうするかと、こういう

ことが現在のところなかなかむずかしい状態でございますので、極力期限までには解決すべく努めて努力してきたいと、こういうふうに思っておりますので、今回はこの程度で御了解いただいたと、かように思っております。

○総務部長（浅見裕康君） それでは契約関係、その他につきまして私の所管する範囲で御答弁申し上げます。

まず十万円未満の、いわゆる請書で処理できる契約の関係でございますけれども、この内容を明らかにする文書、さういうものについて省略してはいかぬかという御指摘でございますけれども、私も実はこの件につきましては調査をしてきたわけでございますけれども、ほぼさういった明細は書いてあるようにでございますけれども、十万円以下の工事等の場合において実際に「一式」という表現を使っております。これについてはやはり価格を査定する中において適当ではないというふうに判断をしております。非常に申しわけない次第でございますけれども、今後十分これにつきましても留意をして、さういうことのないようにしていきたいと思っております。

それから市営住宅の関係につきましては、建設部長の方からお答え申し上げます。

げます。

次に予定価格の上限下限の問題でございますけれども、これはいわゆる履行がされないおそれがあるとか、あるいは公平なる取引引き、そういったものの秩序を乱すおそれがあるとかということでは施行令で御案内のとおり規定されているものでございまして、私どもの方といたしましては、財務規則におきまして、百万円以上の請負につきまして規定をいたしておりまして、何度かそれを定めた例がございます。

次にガソリンの関係でございますが、契約方法といたしましては年二回、これは物価の変動等がございしますので、それを想定しまして年に二回の見積もり合わせによる契約を実施しております。四月一日と十月一日ということでございます。これは市内の七社の業者から見積もりを取りまして、その最低入札者と契約をしているということが実態でございます。

それから車によりますガソリンの消費量、大抵で申しわけありませんけれども、価格からの逆算でございますけれども、約三万七千リットルほど消費しているんじゃないかというふうに想定されます。したがって仮に十円差があ

れば三十七万円というふうな差に相なると思っています。それで現在のところ、

当初百五十二円で締結したものが、現在百四十七円というふうな金額に途中

で変更させていただいております。これにつきましては、今後十分物価の変動、あるいはその他の諸条件を十分把握いたしまして、適切な措置をとるというようにいたしたいと思っております。非常に怠慢でございますして申しわけない次第でございます。

次に市制十周年の関係の記念品でございますけれども、当初、この時点で担当しておりませんで申しわけないものですから、一応担当者からいろいろ聴取したんでございますけれども、実質的には市外の業者、具体的に申し上げますと高島屋さんから一括購入しているという次第でございます。

その理由といたしましては、前市長から新市長に引き継がれるというふうな時点でございます。前市長の意向といたしまして、当時の総務部長を通じて、新市長と相談した中でひとつ記念品を決めていたのだというふうな引き継ぎの命令と申しますか、お話がありまして、それによって対応していろいろ記念品を決めたというふうな経過から、非常に時間的

余裕がなかったという結果で、一括購入する場合に市内の業者で間に合
わないというような、非常に申しわけない次第でございますけれども、そういう
事態があったらどうでございます。したがいまして一括購入をいたしたということ
でございます。今後こういったケースにつきましては、当然、従来から市内業者
につきましても配慮を十分にしろというような議会サイドの御指示もございま
すので、これについては十分反省を含めまして、取り組んでいきたいというふうに
考えております。

次に契約の締結のお知らせでございますけれども、まことに御指摘のとおり
でございます。汗顔の至りでございまして、十月ごろからそういうたことになんように
的確に御通知差し上げていくつもりでございすけれども、今後もうこうこ
との全くないように十分留意をしていきたいというふうに考えております。なお
訂正の文につきましても、私も読みまして、指摘された後読んだだけでございま
して、非常に申しわけないんですけれども、なお当然のようないたしたわけであ
りまして、これにつきましても十分反省をいたしておるわけでございます。今後
十分留意をしていきたいと思っております。

それからアサノポールの跡地の関係につきましても、当時の買収地積その他につ
きまして一応御説明申し上げます。

当時の買収地積でございますけれども、二万二千五百二十六・六〇平方メートル
が買収地積でございます。それから取得原価が七億七千二百六十五万九千
百四十七円でございす。平方メートル単価に直しますと三万四千三百円に相
なります。それで現在と申しますと、五十五年末という時点で御説明申し上げ
ておりましたけれども、平方メートル単価は四万五千六百六十五円に相
なります。それから金利でございますけれども、開発公社で借り上げておりま
すものは、当初は公定歩合が非常に低かったというところで六・何%というよう
な数字でございすけれども、現時点でこれを申し上げますと、現在は八%で
借り入れを行っております。それと基金の利率は、現時点で年利七・七五
%でございます。そういうふうに相なっております。

以上が私の方からの御答弁でございます。よろしく願っています。

○企画財政部長(生子国利君) 私どもの担当の二点について御答弁申し上げた
と思います。

まず第一点、其基金の關係でございますが、確かに九つの基金を持っております。これらにつきましては退職手当、庁舎、それから仮称第八小学校の基金、この二つにつきましては十分検討する余地があると思っております。したがって、これらの先ほど市長からもいろいろと御答弁申し上げたんですが、ハ小並びにアサノポール等の敷地の問題等も配慮いたしまして、これらにつきましても十分今後検討する。なお退職金につきましては、確かに今後、勧奨によりまして退職者が三名ないし四名というものは毎年出ますので、こういう点を一応検討いたしまして、どう得ればこの基金については十分目的が達成できるように配慮して、うたい、こういうふうに考えております。

それから第二点目の關係でございますが、確かに昨年の財政關係につきましては、国あるいは都に対する働きかけについてそのような発言をされたと思っておりますが、努力をした効果もあつたと思っております。そこで五五年度においてもまた要項その他全国市長会で行っているわけですが、三二%の地方交付税を四〇%にするというふうな要項はしておりますが、なかなかむずかしい点がございます。また本年度もこのような要項をしております。しかし、御承知のとおり、

国の財政悪化から、恐らくは、いふまでもなく福生市の見通しとしては、なかなか三二%を保つ自体そのものが非常にむずかしいんじゃないかというふうな問題もあるので、最低でもそれを山崩さないというふうな考え方の方に努力する必要があるんじゃないかと思っております。いずれにしても現在、市長会でも、十一月十五日——東京都におきまして、この問題を取り上げ、都知事と直接当市の市長も出ておりますが、そういう要項はしております。

それから超過負担の問題につきましても、やはり先ほど申しましたとおり、今後の見通しをいたしましては、今後これが好転するということの安易な見通しは、まずないと思っております。しかし、単価の差というものにつきましては、要望しておりますので、単価差についてはかなり強行的に数値の変更を求めている。しかし、国の財政等の關係から、それが認められるかどうかという問題はなかなかむずかしいと思っております。今後とも要項を強くして、必要があるんじゃないかと思っております。そのようなことで、今後の見通しとしては、余り超過負担としては期待できないですが、内部努力も必要じゃないかというふうに考えております。

○総務部長（浅見裕康君） 一点否として申しわけありません。

アサノボールの跡地の関係でございますけれども、五十六年三月三十一日現在の総額についてちよと申し損ねましたので、つけ加えさせていただきます。五十六年三月三十一日現在の価額が十億二千八百六十五万三千円に相当いたします。

落として申しわけございませんでした。

○建設部長(内田和雄君) 自席から御答弁させていただきます。

下水道につきまして五点、あと市営住宅につきまして一点だと思います。まず三年経過した場合の有料化の問題でございますが、これは建設部と市民部にまたがっているものと思います。建設部におきましては、内部的には検討しておりますが、まだ協議等はしておりません。なかなか内部的にいろいろ検討してはおりますが、非常に水洗化の促進というようないことがございまして、いろいろ問題が出てくるようでございます。これらについては今後早急に検討しまして、対策を考へてまいります。

それから完了年度の五十八年のとんぐでございますが、先般の御質問の中で、五十六年度に完了した場合には、財政がその時点で非常に大きくなること

いうような、たしか答弁をされていると思いますが、一日も早くやはり完了をしていくということの中での問題ではないかと思っております。

それで今後の計画でございますが、まず私、非常に日が浅いのであれですが、けれども、計画ではやはり六十年でございます。いろいろの問題があるうかと思っておりますが、やはり一日も早く完了できるように努力はしますが、目標としてはやはり六十年を目標にしてまいりたいというふうに考へております。これがまた供用の進み方でも多少早くなるかわかりませんが、目標としては六十年に置かせていただきたいと思います。

それから財政計画の見直しでございますが、やはり、ここまでは使用料の問題が主になってくると思っております。やはり先ほど御指摘をいただいておりますように、非常に使用料と負担金の問題だけでも使用料がほとんどなくなるというふうな現状の中でございます。ただ普及というふうな問題もございまして、使用料の値上げにつきましてはなかなかむずかしい問題があるうかと思っておりますが、また、これらにつきましても今後検討させていただきたいと思っております。それから五十八年までの完成の場合、四十億円ぐらいは繰入金が必要ではない

かというふうな御指摘だと思ひますが、今後五十六年から六十年までを完成年度といたしまして、五十六年から六十年の間でも大体四億七千万円ぐらいの下水道会計の方の繰入金が必要になつてくるというふうな予定をしております。

それから使用料と人件費、それから負担金等のことでございますが、完了が六十年といたしますと、完了した時には、まず職員の見直し、工事が非常に少なくなるわけですが、その辺の見直し等が出てくると思ひます。当然完了に伴ひましての負担金等もまたこれから上がってくるわけですが、これらを勘案して、やはり御指摘のように今後の財政計画についてやはり検討して、できるだけ健全なものにしていかねければいけないというふうに思つております。それとまたこれから検討されていまして、やつてまいりたいと思ひます。それからあと第二市営住宅の支払いの関係ですけれども、前払い金としては、五十五年四月一日に九千二百三十万円行つております。それから第一回の出来高として、五十五年九月二十七日に一億二千四百十四万円をお支払いしております。それから第二回は完了後ということですが、これは今月中に検査

が完了いたしますと全部建物については終わるわけですので、その時点ではまた支払いがされるわけでございます。前払い金と、それから後二回が、分割というか、払いになります。

なお有料化の問題につきましては、市民部の方でも検討していただいておりますので、また市民部長の方からひとつお答えしていただきたいと思います。

(「着工の日」と呼ぶ旨あり)

着工日は、五十五年二月二十三日でございます。

○市民部長(井上久男君)　し尿くみ取りの有料化についてでございますけれども、に兵下水道の供用開始に伴ひまして、し尿のくみ取り問題というものが発生してまいります。これは二重の投資といえますが、二重の負担というふうなことで、公共性という観点から見ても、無料化を有料化にしなければ、市の施策に協力してくれた人たちとの比較においてもバランスを失うことになっておりますので、そこで有料化する場合には、具体的にどうするかについては現在検討中でございます。大別しまして、時期の問題と対象者の問題があるかと思ひます。

それではいつから実施するかという事になります。供用開始がされてから三年経過以内にくみ取りの便所を水洗便所に改造しなければならぬと規定されておりすけれども、またさらに同条の第三項でも、御存じのように三年以内に改造しない者に対しては相当の期間を定めて水洗便所に改造すべく改善命令をすることができると規定されておりすので、その場合の三年が経過した翌日からどれくらいの期間を定めて改善命令を出したらよいかと、下水道担当委員ともその辺につきましても種々詰めていかなければならぬ問題だと思われすけれども、さらに他市等の状況を見ながら検討してまいりたいと思ひます。

いずれにいたしましても、この問題は福生市の単独の問題ばかりではなく、先進市町においても共通の問題でありすので、この辺のところもさらに内容等を精査し、共通する問題点については相互理解の中でさらに検討を加えて、早い時期に一定の考え方をもたないと考へております。その節につきましてもまた議会にも御相談申し上げましても、御意見等もお伺ひたいと思ひ考へております。

いずれにいたしましても、そのような市の方向がはっきりした時点で、さらに市民へのPR、それから下水道事業関係にも促進方々力をつけてまいりたいと思ひます。

はなはだ簡単ですけれども、有料化につきましても御答弁といたします。

○教育長(森田 猛君) それからハ小の関係でございすけれども、先ほど貫井議員さんから現在のハ小予定地、もともと東京都が計画している都営住宅の用途地の変更も行つてゐるわけでございます。それらの考へとは、御貴重な御意見をいただいたわけでございます。

これらにつきましては関係機関、あるいはまた私どもの教育委員会、それから都営住宅、あるいは学校の建設の年度というふうな問題もあるかと思ひます。われわれといたしましては、御貴重な意見でございすので、これらにつきましても十分時期を失しない程度でいろいろと検討してみたい、こういうふうに考へております。(まだ時間あるでしようと呼ぶ者あり)

○十六番(貫井 喜代次君) まだまだたくさんあるんですけれども、時間がほとんどないようでございすので、第三回の質問がまだこんなにあるんですけれども、

時間がないので、いま回答いただいたものに対して少し御意見を聞くというように、申し上げておいて、これらに対する問題は、また三月にたつぷり今度には時間を三時間、四時間、いただきましてやることにいたしますので、ひとつ、その点も含めて、まず第一にガソリンの問題ですけれども、百五十二円を百四十七円にしたと、しかし、百四十円から百四十二円であつて、百四十七円でもいいとしてゐるのか。百四十円で買える人ですよ。百四十円で買えるものを百四十七円でやつてゐると、たとえば百五十二円で契約したものが百六十円なり百六十五円になつた場合にどうなりますか。業者百がそれまでに上げてくだつてゐるのに対応するんですよ。まだ、これじゃ七円と一般のは……。それでいいと思つてゐるのかどうか。そんなはずさんなことは、さつき市長が財政は大丈夫だと言うから、これは百五十円払つても百六十円払つてもいいと思ひますけれども、これでも高い、私はそう思う。税金をむだに遣つてもらつては困る。これは私の言葉じゃなくて市民の言葉です。これは申し上げておきます。まだ、次にやりますから、さつき言つたように三月に。

それから金利がさつき言ひました八%で七・七五%と、この差があると、これに

対する差、払つてゐるのは多く払つてゐる、貸してゐる方は少ない、こういう問題もいろいろ問題があるのはわかりますけれども、こういう点も十分考へていかないと、これもまた財政が大丈夫だからこゝろ払いつてもいいんだというところにもなるうかと思ひますけれども、私は財政を心配するからさういふことを先ほど東聞いたわけですよ。

それから、またさらに下水道問題、それと、これに対する有料化。昨年、も積極的に強かに協議を重ねてゐますと言つてきたのびいまだに協議はしてない。さらに有料化については先進市の問題もあるから検討すると、これはその場逃れでは困るんだ。さういふふうなことを回答してゐるにもかかわらず、まだ全然やつてない。しかも強かにやるとか積極的にやるとかといふことばうたつてあるんです。独立採算制でやるということば、これは部の先ほど申し上げたあれに対してはつきりしてゐるんです。さういふものを踏まえたとさういふことをやつてもらわなければ困る。

それから、さつきも六十年といふことですけれども、ここを讀んでみましようか。讀まなくてもこれはあると思ひます。讀んで恥をかかなくてもまずいから讀ま

ないけれども、ここにちゃんとあるんです。あるいは有料化にしても、この事業の完了にしても……。いまだ少しわかりしもらわなければ、議会にうやを言つてその場を逃れようということになるとんでもない。近くの市ではうやをついたために助役が首になつてしまった。総務部長が首になつてしまった、やめた。こういうことがあるんです。福生ではやういふことがないが、今後、やういふことは、うやをついたら取り上げて、近くにやういふ例があるんだから、やういふ人はやめてもらうと、うやぐらゐの腹づもりを持って回答してもらつて、問題に当たってもらわなければ、私は困ると思います。

まだまだたくさんあるんですけれども、この次にします。

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よつて本日はこれをもって

延会とすることに決定いたしました。

なお今回の本会議は、十二月十日午前十時から開きます。

本日はこれをもって、延会いたします。

午後四時一分 延会

（写）
福総庶発第二千二百十一号
昭和五十五年十二月二日
福生市長 田村 匡雄 印
福生市議会議長
小林 菊三 殿
昭和五十五年第四回福生市議会定例会の招集について
昭和五十五年十二月二日付け、福生市告示第五十一号（別紙参照）をもつて、昭和五十
五年第四回福生市議会定例会を招集したので通知します。